

# 春日井市高等職業訓練促進給付金及び春日井市高等職業訓練 修了支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という）第31条第2号の規定に基づく母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号の規定に基づく父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「促進給付金」という。）並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）第29条の規定に基づく母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び政令第31条の9の規定に基づく父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）の支給について、政令及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象資格)

第2条 省令第6条の9の2（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）に規定する就職を容易にするために必要な資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保育士
- (4) 介護福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 理学療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師

- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師
- (12) その他市長が県と協議して定める資格  
(給付金の支給対象者)

第3条 促進給付金の対象者は、政令第28条第1項（政令第31条の9第2項において準用する場合を含む。）に規定する受給資格者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「促進給付金受給資格者」という。）とする。

- (1) 就業又は育児と促進給付金に係る修業の両立が困難であると認められる者
- (2) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条に規定する職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に規定する訓練延長給付、同法附則第11条の2に規定する教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金事業と趣旨を同じくする給付を受けていない者
- (3) 過去に促進給付金の支給を受けたことがない者

2 修了支援給付金の対象者は、政令第29条第2項（政令第31条の9第2項において準用する場合を含む。）の受給資格者であって、前項各号のいずれにも該当するもの（以下「修了支援給付金受給資格者」という。）とする。この場合において、同項第1号中「困難である」とあるのは「困難であった」と、同項第3号中「促進給付金」とあるのは「修了支援給付金」とする。

（住所の異動者の取扱い）

第4条 促進給付金受給資格者が、政令第28条第4項（政令第31条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による給付金の支給期間（以下「支給期間」という。）に、市内に住所を有しなくなったときは、当該

住所を有しなくなった日の属する月まで給付金を支給するものとする。

- 2 促進給付金受給資格者が、市外から転入した場合で転入前の住所地において、給付金の支給を受けているときは、市長が当該給付金の支給決定をしたものとみなして、市内に住所を有した日の属する月の翌月から支給するものとする。ただし、当該支給決定をした都道府県又は市町村において給付金の支給が行われる場合は、この限りでない。

(支給期間等の特例)

第5条 第5条 促進給付金の支給を受け、第3条第2号の資格を取得するための養成機関（以下この項において「准看護師養成機関」という。）を修了する者が、引き続き、同条第1号の資格を取得するための養成機関（以下この条において「看護師養成機関」という。）で修業する場合における政令第28条第4項（政令第31条の9第2項において準用する場合を含む。第11条第3項において同じ。）の就業する期間は、准看護師養成機関及び看護師養成機関において就業する期間を合算したものとする。

- 2 前項の場合における省令第6条の16第1項（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）に規定する申請の時期は、看護師養成機関の課程を修了した後とする。

(同一の世帯に属する者の範囲)

第6条 政令第28条第3項第1号及び政令第29条第4項第1号（政令第31条の9第2項において準用する場合を含む。）に規定する同一の世帯に属する者とは、支給対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該支給対象者と生計を同じくする者を含むものとする（第12条において同じ。）。

(事前相談の実施)

第7条 市は、養成機関で修業を予定する促進給付金受給資格者の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査するため、事前相談を実施するものとする。

(給付金の申請)

第8条 促進給付金又は修了支援給付金（以下「給付金」という。）の申請は、春日井市高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第1号様式。以下「支給申請書」という。）に促進給付金にあつては省令第6条の10第2項各号（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）、修了支援給付金にあつては省令第6条の16第2項各号（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）に掲げる書類のほか、振込先金融機関が確認できる書類その他の市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、支給申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(支給の決定)

第9条 市長は、給付金の支給を決定したときは春日井市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（第2号様式）により、不支給を決定したときは春日井市高等職業訓練促進給付金等却下決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(給付金の請求等)

第10条 促進給付金の支給の決定を受けた者（以下「促進給付金受給者」という。）は、促進給付金の請求をしようとするときは、毎月10日までに、春日井市高等職業訓練促進給付金修業状況・修了報告書（第4号様式。以下「報告書」という。）を請求書とともに市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書のほか、市長は、給付金の受給者に対し、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

(支給の制限等)

第11条 促進給付金は、促進給付金受給者が月の初日から末日まで1日もカリキュラムを履修しなかった場合（当該月が、養成機関のカリキュラ

ムにおいて指定する休講期間である場合を除く。)には、当該月については支給しない。

2 促進給付金は、促進給付金受給者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月（休学を始めた日が月の初日の場合は、その日の属する月）から、復学の日属する月の前月（復学の日が月の末日の場合は、その日の属する月）までの間については支給しない。

3 休学した者が復学した場合には、支給対象者に該当することを確認の上、訓練促進給付金の支給を再開することができる。この場合において、休学により訓練促進給付金を支給しなかった期間は、政令第28条第4項に規定する修業する期間に含めないものとする。

（支給決定の取消し等）

第12条 促進給付金受給者は、促進給付金受給資格者でなくなったときは、春日井市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届（第5号様式）により14日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、給付金の受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 支給要件に該当しなくなったとき。

(2) 支給決定を受けた給付金の額に変更があったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるとき。

3 市長は、前項の規定により支給決定を変更したときは春日井市高等職業訓練促進給付金等支給決定変更通知書（第6号様式）により、支給決定を取り消したときは春日井市高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書（第7号様式）により、給付金を返還させるときは春日井市高等職業訓練促進給付金等返還請求書（第8号様式）により遅滞なく当該受給者に通知しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高等職業訓練促進給付金及び春日井市高等職業訓練修了支援給付金支給要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高等職業訓練促進給付金及び春日井市高等職業訓練修了支援給付金支給要綱の規定にかかわらず、当分の

間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の春日井市高等職業訓練促進給付金及び春日井市高等職業訓練修了支援給付金支給要綱の規定は、令和5年12月1日以後に申請があった給付金について適用し、同日前に申請があった給付金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の春日井市高等職業訓練促進給付金及び春日井市高等職業訓練修了支援給付金支給要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高等職業訓練促進給付金及び春日井市高等職業訓練修了支援給付金支給要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。